

地域指定	昭和 47 年度
計画策定	昭和 49 年度
全体見直し	平成 10 年度
	平成 25 年度

桜井農業振興地域整備計画書

令和 6 年 2 月

奈良県 桜井市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1. 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(イ) 現況農業用地についての農用地区域の設定方針	2
(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針	2
(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	2
ア 農用地等利用の方針	2
イ 用途区分の構想	3
ウ 特別な用途区分の構想	4
2. 農用地利用計画	4
第2 農業生産基盤の整備開発計画	5
1. 土地基盤の整備及び開発の方向	5
2. 土地基盤整備開発計画	5
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	5
4. 他事業との関連	5
第3 農用地等の保全計画	6
1. 農用地等の保全の方向	6
2. 農用地等保全整備計画	6
3. 農用地等の保全のための活動	6
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	6
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	7
1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	7

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
2. 農業経営の規模の拡大及び農地等の効率的かつ総合的な利用を図るための方策	8
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	8
第5 農業近代化施設の整備計画	9
1. 農業近代化施設の整備の方向	9
2. 農業近代化施設整備計画	9
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	9
1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	9
2. 農業就業者育成・確保施設整備計画	10
3. 農業を担うべき者のための支援の活動	10
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	10
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	10
2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	10
3. 農業従事者就業促進施設	11
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第8 生活環境等の整備計画	11
1. 生活環境施設の整備の目標	11
2. 生活環境施設整備計画	12
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	12
4. その他の施設の整備に係る事業との関連	12
第9 附図	12
1. 土地利用計画図（附図1号）	
2. 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	
3. 農用地等保全整備計画図（附図3号）	該当なし
4. 農業近代化施設整備計画図（附図4号）	該当なし

5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図 5 号） 該当なし

6. 生活環境施設整備計画図（附図 6 号） 該当なし

別 記	農用地利用計画	13
	(1) 農用地区域	13
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	13
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	
	(2) 用途区分	

注 : 面積は小数第 3 位四捨五入少数第 2 位表記とする。

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、奈良県の中央東南部に位置しており東は宇陀市、北は天理市、西は橿原市、南は明日香村、吉野町に接した中核都市である。本市を立体的にみた場合、大別して、平坦部、中山間、山間と分類出来ると同様、農家も各々特徴ある農業経営を営んでいる。このことは、永年培われた地形地勢等自然的条件の上に立脚した生活の知恵と言うべき努力の結晶である。特に自然的条件に左右され易い農林業については、これを無視することは出来ない。その経営内容は全市的にみて米を中心とした複合経営である。しかし社会情勢の変化、経済の成長、交通機関の発達等外部の要因により労働力は流出し、また農業経営者の高齢化しつつある現状はいなめない事実である。これらの諸要因のもとに農業の振興を図るには生産力の増大と省力化を目指し、機械化経営規模の拡大を行うことが重要視される。同時に、市全体が都市近郊地帯である有利性を生かし、整備された農道や、かんがい排水施設により、省力化を図り余剰労力を施設園芸、果樹等に繰り入れた複合経営に移行したい。農業振興地域総面積 3,191.83ha のうち、現状土地利用状況は下記のとおりで農用地 28.32%、農業用施設用地 0.01%、森林原野 34.27%、住宅地等その他 37.40%となっている。当地域は都市計画法による市街化調整地区から大型山林等を除いた区域となっている。また、東北部及び南部の大和高原南部地区国営総合農地開発事業等によって開発された畑地については、機械化による生産性の高い農業を展開している。

単位：ha、%

	農用地	農業用 施設用地	森林・原野	住宅地等 その他	計
現在 令和4年	903.91 (28.32)	0.28 (0.01)	1,093.97 (34.27)	1,193.67 (37.40)	3,191.83 (100)
目 標	903.91 (28.32)	0.28 (0.01)	1,093.97 (34.27)	1,193.67 (37.40)	3,191.83 (100)
増 減	0	0	0	0	0

注) ()内は構成比である。(四捨五入のため誤差あり)

面積は登記面積である。

イ 農用地区域の設定方針

本市は大都市近郊地域をひかえた中核都市として発展が予測されるので今後農用地区域については、地域の実情に即応して十分な調整を行い、都市発展と農村の調和をはかる様努力したい。

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

現況農用地 903.91ha のうち、おおむね次に掲げる農用地 715.39ha について農用地区域を設定する方針である。

- a 概ね 10ha 以上の集団で存在する農地
- b 土地改良事業又はこれらに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地
- c a および b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地。

なお、既存農用地区域の外縁部等一体的集団性を有する農用地については、農用地区域編入に対する権利者の理解を得られるよう積極的・継続的に働きかけていく。

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 現況山林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況森林、原野等のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある概ね 145.24ha の土地について、農用地区域を設定する方針である。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域内の農用地の利用は、田 506.49ha、畑 208.67ha、山林原野等 145.24ha、農業用施設用地 0.23ha、計 860.63ha であり、田が約 60%を占めている。今後は、土地基盤整備による優良農地の確保を図るとともに、中核的農家や認定農家を中心に農地の流動化を進め、耕地規模の拡大や機械化の促進、施設の近代化の促進等により生産性の向上を図り、収益性の高い農業の促進に努める。また、土地利用調整の全市的な展開による農地の集団化・連坦化を進め、農用地の利

用集積に努める。

区分	農地			農業用施設用地			採草放牧地			混牧林地			合計			山林原野		
地区名	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
A地区	303	303	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	303	303	0	10	10	0
B地区	191	191	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	191	191	0	16	16	0
C地区	84	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	84	0	11	11	0
D地区	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224	224	0	108	108	0
合計	802	802	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	802	802	0	145	145	0

※ 地区ごとに四捨五入しているため、全体面積との誤差が生じる

イ 用途区分の構想

桜井市内の農業振興地域は以下の4地区に分類できる。

(ア) A地区（北部、織田、巻向方面）

- a 大和川に沿って東西に伸びる旧大三輪、織田、纏向地区の農用地については、既に水田として利用され、吉野川分水の東部幹線により、比較的かんがい排水整備がなされ、集団的に存在している。今後も農作業の効率化を図る。
- b 国道169号から東に接する旧織田、纏向地区の丘陵地帯については、構造改善事業による基盤整備がなされた農地と、古くからの丘陵樹園地が混在しており、今後は花木等の施設園芸の近代化や観光農園的要素を取り入れ、農地の多面的利用を図る。

(イ) B地区（南部、安倍、多武峰方面）

- a 県道桜井吉野線に沿った旧安倍地区の丘陵地帯の農用地は約60%が田として、残りが畑として利用されており、田については、基盤整備や農作業の機械化を進め、今後とも田として利用する。畑については本市の優良畑地帯なので基盤整備や畑かん施設の整備等により、生産の高度化をはかり、野菜の供給基地にする。
- b 県道桜井吉野線の東西にある農用地については、田地帯で谷地田が多く生産性も低いが今後基盤整備等により、機械化による省力化と生産の高度化を促進する。
- c 国道166号から南に位置する農用地については、田が約8割、残りが畑の利用状況であるが、土地基盤を整備して高度利用を図る。

(ウ) C 地区（東部、初瀬方面）

- a 国道 165 号に沿って南北に伸びる農用地については、谷地田が多く生産性も低いですが、棚田の形状を活かした景観の維持に努め観光業との連携を強めていく。

(エ) D 地区（東北部、上之郷方面）

県道桜井都祁線を中心として東西に点在する旧上ノ郷村地区の農用地に関しては、かつて殆どが谷地田であったが、大和高原南部地区国営総合農地開発事業により、大規模の農地が新たに開発された。今後集落毎の計画的な利用を進め、野菜及び土地利用型作物による農地の高度利用を図るものとする。

ウ 特別な用途区分の構想

本市では、特別な用途区分については設定しない。

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2. 農業生産基盤の整備開発計画

1. 土地基盤の整備及び開発の方向

本地域内にある農用地は田、畑、樹園地で大別でき、畑、樹園地の傾斜角度は10度～13度である。農地の団地規模は比較的広く、平均で約20haほどのまとまりのある状態である。田は大和川の本流にそそぐ纏向川、栗原川、寺川の流れを利用した農業経営になっている。さらなる生産基盤の強化を図るため、大和高原南部地区国営総合農地開発事業による畑地造成や現在実施中の土地基盤整備事業による優良農地の確保に努めるとともに、農道や用排水路の継続的な改良に努める。

2. 土地基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備 考 (地区名又は路線名)	番号
		受益地区	受益面積		
圃場整備	区画整理工 A=30ha	池之内	30ha	池之内地区	①
圃場整備	区画整理工 A=49ha	安倍	49ha	安倍地区	②
農道整備	改良 L=300m	東田	2ha	東田	③
農道整備	改良 L=480m	江包	4ha	江包地区	④

※附図2号 農業生産基盤整備計画図参照

3. 森林整備その他林業の振興との関連

桜井市地域森林整備計画との連携を図りながら、今後も整備に努める。

4. 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

農用地等は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業生産活動が行われることによって、食料の安定的な供給だけでなく、自然環境の保全、水資源のかん養など多面的機能も発揮すると期待される。また、持続的な農業生産活動は、生物多様性の保全にも有効であり、農地の利用集積や効率的な農業生産活動の推進を図る。

2. 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
—	—	—	—ha	—	—

3. 農用地等の保全のための活動

1) 農用地等の保全のための事業及び活動

経営規模拡大を目指す認定農業者など、意欲のある担い手への農地の利用集積や農作業受委託を推進するとともに、兼業農家や高齢農家を含めた地域の受け皿となる集落営農組織を育成し、農用地等の有効利用に努める。

2) 農用地等の拡大についての活動方針

農用地の拡大は、効率的な農業を行う上で非常に重要であると考えられる。現在桜井市としては農用地の拡大に取り組んでいる。農業者に対し農用地等の必要性を十分に理解して頂く為、農用地区域のメリット、デメリットの周知徹底を図るとともに、中山間地域等直接支払制度、農地水環境保全向上対策事業等の補助事業を利用できる体制を整えて地元集落との調整を図る。また、耕作放棄地の解消に取り組み、農用地として利用できる環境を整える。

4. 森林整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

認定農業者の農業経営の目標については、他産業従事者との所得が均衡するよう経営類型（モデル）を設け、これを実現するため農用地の利用度の低い第2種兼業農家の農用地を意欲ある担い手へ集積を図るよう支援・指導を充実していく。

	営農類型	現況		目標		
		規模 (ha)	戸数 (経営体数)	規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)
組織経営	稲作+小麦、大豆	4470	2	5050	稲作+小麦、大豆	2
	稲作+野菜	134	2	308	稲作+野菜	2
	花木、苗等	270	1	370	花木、苗等	1
個人経営	稲作+野菜	4758	24	7222	稲作+野菜	20
	稲作+小麦、大豆	2300	1	2300	稲作+小麦、大豆	1
	花木、苗等	166	3	166	花木、苗等	2
	複合経営	881	7	1126	複合経営	5

(2) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(a) 農用地の流動化

集落ぐるみ、地域ぐるみの農政を展開する上で、基盤となるべき意欲ある担い手への農用地の流動化は必要条件と考える。

そのために関係機関の協力のもと、地域の代表者と一丸となって農用地利用集積事業の積極的な推進を行い、農業経営の規模拡大をはかる。

(b) 農作業の受委託

オペレーターを中心に、認定農業者、またはこれを志向する農家の経営規模の拡大及び農業経営の合理化をはかる。農業委員会や農協等、関係機関と連携を密にし、農作業の受委託事業を強力に推進すると共に、稲作等の労力の軽減と品種統一を図るため、育苗は農協の育苗センターで行い、また乾燥調整は農協のカントリーエレベーター施設で処理し、個別農家の機械設備投資を軽減し、一般耕作農家の農業経営の安定化を併せて行う。

(c) 農業生産組織と農作業の共同化

今後、全集落において営農体系を確立させるため、行政や農林業者団体等が中心となって育成指導にあたる。

(d) 地域農業集団（集落営農組織）

現在、集落営農組織の法人化支援、新規集落営農組織立ち上げの推進に努力しているのが現状である。集落営農ごとに参加農家の自主的な活動のもと、地域に適した作物の選定、転作計画の円滑化、認定農業者等の意欲ある担い手への農用地の集積、生産集団の組織的合理化を図り、裏作の導入及び地力の維持増進に努めている。今後においても、従前の通り推進を行い、農用地の有効活用と意欲ある担い手の規模拡大を図る。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るための方策

(1) 基本方針

本市の風土やその他の条件にふさわしい作目の組合せと自立可能な営農規模をもった中核的担い手農家を育成する。そのためにモデル農家を育成する。又、モデル農家に対して強力な指導、教育、助成をおこない意欲をもちたてることが必要と考える。

集落営農組織と中核的担い手農家の育成はともに生産の合理化を目的としており、基盤整備とならんで、農用地の流動化が必要条件である。したがって農業経営基盤強化促進法による農用地の流動化の推進が必要である。

(2) 重点的に推進をはかるための方策

(ア) 推進体制

事業の推進方策について協議、連絡調整を行い、市関係機関、団体が一体となり、事業の円滑かつ効率的な実施を推進するため協議会の拡充をはかる。

(イ) 調査及び広報活動

農地の権利移動について各農家の意向を集約するために、担い手バンクシステムの活用を積極的に行う。又、集落座談会、市広報誌、パンフレット等により事業の推進をはかる。

(ウ) 対象範囲

農事実行組合や認定農業者を中心におき、土地利用集積促進事業を推進する。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、住民のレクリエーションの場であると同時に、本市の木材産業にとって貴重な資源である。しかしながら現在の林業生産活動は、就労人口の減少、高齢化、諸外国からの安価な木材の流入等の理由で芳しくない状況にある。このような状況を打開するため、森林組合と林業者が協力して、造林、間伐、作業道の整備などの治山事業と、木材協同組合、銘木協同組合等による木材市場の活性化を推進していく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

本地域は今後、みかん、野菜等の振興を図るべき方向にあり、将来、規模拡大及び雇用労働力の減少から労力不足が生じ、また、相対的に高齢化して行くなかで肥培管理等における省力化を図ることが必要である。畑地かんがい施設を整備して防除、施肥、かん水の効率化と共同防除及びかん水の自動化を促進し、省力化並びに生産の拡大を図る。又、出荷面の協業化をはかり、集出荷施設の設置によって系統共販体制を整えるものとする。水稻作についても農業協同組合等がトラクター、田植機、収穫用動力機等を設置して各農家が利用できるよう整備する。

本地域の農業振興を図る上で、既存の施設を十分に活用し省力化を図るための施設の再整備を行う必要がある。また、施設の再整備については地域の実情や組織、営農形態に合わせた計画を検討していく必要がある。

2. 農業近代化施設設備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
—	—	—	—ha	戸	—	—	—

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

各地域の営農の特徴や圃場整備の状況・予定・担い手をふまえつつ、合意形成を進めて担い手の明確化を進める。

具体的には、農業協同組合、農林振興事務所等との十分な連携の下で、綿密な指導を行うための体制の編成等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために、綿密な話し合いを促す。

さらに、本市の基本構想に根ざした経営を目指す農業者や営農組織に対して、上記の指導体制のもとに、営農診断や営農改善方策の提示、助言等を行うことにより、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について、選択・判断ができるように支援する。

2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置および規模	施設の対象者	対図番号	備考
—	—	—	—	—	—

3. 農業を担うべき者のための支援の活動

土地利用調整を展開して、集団化・連坦化した条件で担い手農業者に農地が集積されるように努め、その経営規模拡大に併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を推進する。

主たる担い手が明確でない地域においては、兼業農家層が集落における合意を基本に、高齢者や女性の役割を明確にしながら、農地の流動化・農作業受委託等により、担い手の確保・育成も行う集落営農を推進し、それぞれの経営の熟度に応じて法人形態への移行を目指す。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業従事者の他産業への安定的な就業促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

当市は、鉄道網、道路網が発達しており、京阪神都市部への通勤圏内にある。又地場産業である木材製造業とその関連産業、そうめん製造業等の食品産業が発達している。一部には、観光農園もあり、今後もこれらの利点を生かし、農業生産基盤の整備を進め、地域産業の組織化、合理化、省力化を促進し、兼業農家が安定して就業できるようにするものとする。

就業先 区分	市町村内			市町村外			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
常雇	—	—	—	—	—	—	2	15	17
自営兼業	—	—	—	—	—	—	301	199	500
日雇・臨時雇用	—	—	—	—	—	—	299	184	483
総計	—	—	—	—	—	—	602	398	1000

(注) 資料：2010年農業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

該当なし

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

現在の林業生産活動は、就労人口の減少・高齢化が進んでいる。

森林組合・林業事業体等における事業量の確保、経営の多様化、作業の機械化等による経営体の強化を図るとともに、就労施設の整備広域就労等の確保による雇用の長期化、安定化、労働安全衛生の確保等による就労条件の改善に努め、都市労働力の確保も考慮に入れ、林業労働者の育成・確保の定着化を図る。

第8 生活環境等の整備計画

1. 生活環境整備の目標

当市は緑豊かな山々に囲まれており、歴史的にも多くの遺跡・古墳を有する観光資源豊かな都市である。このような環境を有効に活用するために、農山村の生活環境を高めていくことは市の町づくりにとっても重要な課題である。特に近年は、兼業化、混住化が進み、農山村の生活も都市部とあまり差異がなくなっており、それに伴い様々な問題点も出てきている。

このようなことから、以下の点について整備を進めていく。

① 生活環境の整備

安全でうるおいのある生活道路の整備をはじめ、用排水路の改良整備などにより、総合的に農村の生活環境の向上をはかる。

② 文化性あふれる農村生活の実現

地域の公民館を利用した社会教育活動の振興、気軽に楽しめる日常スポーツの普及を通じて生活文化豊かな農村生活を築いていく。

③ 農業を通じた地域社会の建設

物的条件の整備や生活文化の向上に加え、農村においても急激に価値観や生活意識の多様化、連帯感の希薄化が進んでいる。地域住民相互が協力しあい、ふるさと意識を高めて、地域農業を育てる豊かなむらづくりをめざす。世代間、家族間の交流による地域社会の実現、高齢者が活躍できる農村づくりや農業者間相互の理解を深め、協力し合える組織を構築していく。

④ 災害に強い農山村づくり

災害時における迅速かつ適切な情報伝達体制を整えるとともに、初動体制を確立し、災害の防止と市民の安全に対処した街づくりを推進する。また、土砂崩れの防止のため治山事業等による災害予防、災害時における緊急車両の進入口を確保のため災害に強い路網の建設を図る。

2. 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置および規模	利用の範囲	対図番号	備考
—	—	—	—	—

3. 森林の整備その他林業の振興との関連
特になし

4. その他の施設の整備に係る事業との関連
特になし

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地についての農用地区域

※ 内、一筆の一部地については別紙に記載

イ 現況農業用施設用地についての農用地区域

ウ 現況山林、原野等についての農用地区域